

松江家庭裁判所委員会（第35回）議事概要

第1 日時

平成29年12月5日（火）午後1時30分～午後4時

第2 場所

松江家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員） 小田川俊明，木納敏和（委員長），寺津豪佐，長谷川浩司，
原 市，藤岡亮介，藤原映久，堀部亮一，松延由子，
村田英治，湯浅佳代（五十音順敬称略）

（説明者）岩崎事務局長，中塚首席家庭裁判所調査官，草野総務課長，
菅原訟廷管理官

（事務担当者）藤井事務局次長

（庶務）土井総務課課長補佐

第4 テーマ

松江家庭裁判所の概要について

第5 議事

1 委員自己紹介

2 委員長選任

3 委員長代理指名

4 運営に関する事項の確認

(1) 本委員会は，委員長が招集し，年2回程度開催する。

(2) 本委員会は，司法記者クラブ加盟社の取材を除いて公開しない。

(3) 本委員会の議事録は，各委員の発言内容を要約して議事録概要を作成し，裁判所ウェブサイトにて公開する。

なお，各委員のプライバシーに配慮して，議事録においては発言者の仮名処理を行う。

(4) 本委員会の委員名簿を裁判所ウェブサイトにて公開する。

5 松江家庭裁判所の概要説明

(1) 家庭裁判所の概要並びに松江家庭裁判所本庁，支部及び出張所の管轄について（草野総務課長）

(2) 家事・少年事件の現状と課題について（菅原訟廷管理官）

(3) 家事事件における子の福祉と少年事件における教育的措置について（中塚首席家庭裁判所調査官）

6 庁舎見学

7 意見交換等

別紙のとおり

- 8 次回委員会のテーマ
家事調停及び成年後見制度の利用について
- 9 次回開催日時
追って指定

(別紙)

松江家庭裁判所委員会

委員長:委員の方には、裁判所から家庭裁判所の概要等の説明を行い、また、庁舎を見学していただきました。庁舎の設備などについて、御意見や御感想をお願いします。

A委員:家庭裁判所というと、敷居が高いというイメージを持っていたのですが、庁舎内を見学して、非常に明るくて、様々な配慮がなされていると驚きました。開かれた裁判所といえますか、市民や県民の方に、建物に入りやすい雰囲気を感じてもらえるような工夫がなされていると思いました。

少年事件の再非行防止の取組について説明がありましたが、ほかにも取り組んでいることがあれば教えてください。

説明者:先ほど清掃活動や、非行の被害を考える会について説明しましたが、このほか、家庭に居場所がない、親子関係がうまくいかないといった親子関係を調整する必要がある少年に関しては、「親子合宿」と呼んでいるのですが、1泊2日の日程で様々な野外活動を通して親子の交流を深めるプログラムを実施しています。また、家庭裁判所調査官が面接する中で、少年に今後どうすればよいのかということを考えさせる働きかけ、あるいは、保護者にも考えてもらう働きかけを行ったり、心理テスト等を用いて、少年のどこに特徴があって、どこに問題があり非行につながったのかを知ってもらうといった働きかけを行っています。そのような様々な働きかけを通じて、再非行防止に取り組んでいます。

委員長:親には、子どもにどう対応するかという責任をしっかりとってもらい、子どもには、親子のきずなを培って、今後、非行をしないためにどうしたらいいかということをしっかり考えてもらうための機会として、当庁では親子合宿を行ってきました。裁判所で非行の問題をしっかりと明らかにして、再度同じようなことを起こしてしまわないように、できる対応を行って、それを処遇に結びつけて少年の再非行防止につなげていくことを考えています。

B委員:裁判所は、取り扱っている事件が多岐にわたることから、建物や部屋などが事件に応じた造りになっており、細かいところまで考慮されていると感心しました。

少年の再非行防止について、家庭裁判所がいろいろと取り組んでいることに感心しました。子どもたちの場合、家庭の問題、本人の発達障害の問題、あるいはいじめや引きこもりといった問題が非行や犯罪として、どのような表れ方をするのか分からないところです。

が、家庭裁判所が細かいところのケアも研究されていることが分かりました。

C委員：以前の裁判所の建物と違って、建物内が明るく、案内表示も工夫されていて、迷うことはなく、とてもきれいで便利になっていると感じました。

D委員：裁判所には、仕事の関係で、以前の古い庁舎の頃に何回か訪れたことがありますが、新庁舎になってからは初めて来ました。新庁舎は開放的で利用しやすいなと思って見学しました。

少年は、14歳未満は児童相談所で、14歳以上は司法で扱われますが、司法と福祉のつながりをつけることについて、何か取組がありましたら教えてください。

説明者：家庭裁判所は、児童相談所とは、以前からいろいろと連携させていただいています。特に、最近、年齢が低い少年の事件が、相対的に増えているように思います。14歳未満の少年について、児童相談所から家庭裁判所に事件送致もされています。お互いの機関の強みを生かしながら、少年の更生のために協力しなければならないと思っています。

E委員：私は、生まれて初めて裁判所に来ました。庁舎が新しくなり、大変明るい環境で、利用しやすいように工夫されていると思いました。

私の職場では、地区担当の保健師が児童相談所にもお世話になりながら、日々仕事をしています。大変複雑な家庭環境のケースが多く、ぜひそういうケースなどを取り上げていただき、保健師も勉強させていただければと思いました。

F委員：建物が明るく開放的で、いろいろな配慮もされていて、利用される方が安心して利用できるようになっているなと思いました。

建物は、島根県や松江市の規模に合った設計がなされていると思いますが、一つの建物の中に地方裁判所や家庭裁判所などが入っていることから、例えば債権者集会を行う部屋と交通違反の裁判を行う部屋が同一であるなど、利用者のプライバシーの確保、場合によっては、顔を合わせてはいけない人が顔を合わせるようなリスクがあると思うのですが、情報共有や連携はなされているのでしょうか。

委員長：離婚や家族間紛争などは、感情的な対立がありますので、調停にしても、それ以外の手続にしても、当事者が顔を合わせることによって、何らかの問題が起きる危険性があります。当事者の利用する部屋を分けたり、部屋に交互に入っていたりして、相手方の居場所が分からないようにしたり、期日が終わった後も、例えば、妻側に先に帰っていただいて、その後に夫側に帰っていただくといった運用を行っています。現在、裁判所では、刑事裁判の傍聴人がけがをするという事件も起こっているところ、家庭裁判所の事

件の方が危険性が高いのではないかという指摘もあります。幸いにして、当庁でそういう問題は起きてはいないのですが、将来的にもそういうことがないように、きちんと対応を検討していかなければならないと考えています。

松江本庁の庁舎は新しくて明るい雰囲気だという御意見をいただいておりますが、裁判所は「暗い。」、「堅い。」という印象、裁判所は悪いことをすると行くところというマイナスイメージが、まだ国民や県民の方々の中に根強いのか、それともマイナスイメージはなくなってきているのか、その辺りはいかがでしょうか。

F委員：成年後見の問題、介護の問題など、高齢化社会で身近なところにいろいろな問題がある中で、どこに相談したらよいのかということがあります。身近で頼れる存在に家庭裁判所がなっているのかなという思いがあります。

委員長：裁判所としても、変えていくべきこと、検討しなければならないことがたくさんあると日常的に感じております。こういった点については、次回以降、御意見を伺いたいと考えています。

G委員：私も家庭裁判所に来たのは初めてです。私は、地域包括支援センターで相談担当をしており、成年後見事件の申立てや、身寄りがいない方が亡くなられた際の財産管理人選任の申立てなど、いろいろな相談を受けます。家庭裁判所では、玄関を入れてすぐ右手に総合案内があって、男性職員が1人おられたのですが、その人に尋ねればどの窓口に行けばよいか案内してもらえるのでしょうか。

説明者：そうです。

H委員：少年事件の被害者が利用する部屋がありましたが、その部屋は壁紙が貼られていて、他の部屋とは受ける印象がとても違いました。法廷や審判廷などはなかなか難しいのでしょうけれども、裁判所の待合室、面接室、調査室、調停室などの部屋は「冷たい。」という印象を常々持ってまして、こんないい部屋があるのだったら、他の部屋も同じにしたら良いと思いました。紛争の当事者が、裁判所に来たときにとっても緊張していたり、いろいろな思いを抱えている中で、冷たい印象の部屋に入ると、余計に心が凍えてしまいそうになるので、そういったところも配慮していただければと感じました。

調停事件の当事者の方など、小さいお子さんを連れておられることもあります。待合室にベビーベッドがありましたので、乳児だったらそこで対応ができるのですが、少し走り回ったりするようなお子さんに対しては、畳の部屋を用意するか、面接室を開放するなど、子連れの方がストレスなく待てる待合室があると良いと思います。

委員長：裁判所によっては、畳部屋の談話室のようなところを調停室に利用することもあります。そういう部屋で、畳に座って話をしていると、和やかな気持ちがみられたり、穏やかになって解決につながるという効用もあると聞いています。調停室というと画一的な部屋とならざるを得ないところがあるのですが、何かちょっとした工夫をすることで、紛争解決のために裁判所を利用しようという気持ちになっていただけるのではないかと思います。

I委員：被害者から話を聞く部屋が用意されているというのは、とても良いことと思いました。捜査機関でも、被害者から話を聞くことは常々ありますので、その場合は、別に部屋を用意したり、ともすれば、話を聞かれていると、被害に遭っているのに自分が責められているような感覚に陥る方もおられるので、被害者の精神的な負担を軽減するのは、例えば壁紙や床に工夫をしたり、他には机や椅子にちょっと丸みのあるものを使うとか、そういう工夫をするだけでも緩和できるものだと思います。

J委員：私が松江の裁判所に着任したときに受けた第一印象も、庁舎が随分明るくてきれいで、開放的というものでした。ただ、ソフト面でも、安心・安全でなければ意味がないわけですし、紛争性が高い事件も含めて、多種多様な事件の当事者が来庁されるわけですから、裁判官も含めたスタッフ一同で、しっかり事故を防ぎ、また、心情の部分を推し量ることができるような手続運営を行えるように、ソフト面の充実を図っていかねばならないと改めて思ったところです。

家庭裁判所の事件は、家庭内の揉め事を解決するもので、また、成年後見事件など、どこの家庭でも家庭裁判所を利用することがあり得ることを考えると、家庭裁判所の敷居を下げる努力をする必要があると考えます。例えば、成年後見事件の手続は家庭裁判所で行うということはニュースや新聞を見て知っていても、実際にどのような準備をして、また、どういう手続で進んでいくのかということまで、おそらくほとんどの市民の方は御存知ないと思います。手続の案内について、ホームページの充実を図ったり、分かりやすい資料を用意しておくなど、家庭裁判所を、利用しやすくするための取組を常に考えていく必要があると思います。

以 上